

供養と顕彰の思想——松本藩領貞享百姓一揆の記録を追って——

中村 安宏

はじめに——松本藩領貞享百姓一揆について

貞享三年（一六八六）十月、松本藩の年貢増徴を意図した新収納法の決定に反対し、安曇郡中萱村（現長野県安曇野市三郷明盛）の元庄屋（多田）加助（嘉助、寛永十六・一六三九年～貞享三・一六八六年）ら十一名が訴訟をすべく立ち上がり、村々の多くの百姓たちが参加して松本城下へ押し寄せた。近世初期では最大規模の越訴・惣百姓複合型百姓一揆、いわゆる「貞享騒動」「加助騒動」である。当時、松本藩水野家第三代藩主忠直（在位、寛文八・一六六八年～正徳三・一七一三年）は江戸詰めで留守であった。ここでの新収

納法とは、もみ一俵あたり玄米三斗から三斗五升へと引き上げるといふものである。藩主水野忠直の時代には、二度にわたる大坂加番や高田城の受け取りなどが藩財政を圧迫していた。なお周辺諸藩では二斗五升が基準であった。これに対して加助らは二斗五升への減免など五か条の訴状を認めて立ち上がった。松本藩は事態收拾のため一時は要求を認めたが、そののち態度を変えて加助ら主導者などを逮捕・処刑した（加助ら八名磔、二十名獄門）。そののち三斗に戻された。

本稿では、この松本藩領貞享百姓一揆の記録を追いながら、一揆の主導者などに対する地域の人々の、近世の供養の思想と、近代の顕彰の思想とを見ることを通して、近世

における仏教の役割と「民衆思想」のこれまで知られていなかった側面、近代における儒学とりわけ昌平坂学問所の儒学の役割を照らし出すことを目的とする。ここで用語について、池上良正氏の説明に基づいて次のように定義しておく。すなわち、供養とは、仏教的な功德を他者に廻施して救済を援護すること、なおこれに関連して（崇り―祀り）とは、自分たちよりも強いと判断された死者を崇る靈威（神）として祀ること、^① 顕彰とは、すでに功成り名をとげた人物の生前の徳を称えること。^② なお、近世の仏教における供養については、（崇り―祀り）の側面は希薄になっていたと考える。

ところで、「民衆思想」について安丸良夫氏は『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、一九七四年（ち平凡社ライブラリー、一九九九年））のなかで、「通俗的諸徳目の実現という形態において、広汎な民衆のきびしい自己形成・自己鍛錬の努力がなされ、その過程に噴出した龐大な社会的人間的エネルギーが日本近代化の原動力（生産力の人間的基礎）となった」（九頁）と述べ、近世から近代にかけての民衆レベルの通俗道徳に視点をおいて日本の近代化を追求した。安丸氏を取り上げたのは石門心学（石田梅苞）、農村指導者（二宮尊徳・大原幽学）、新興宗教（黒住教・金光教・天理教・不二道・丸山教）の創始者、百姓一揆の主導者と参加者

である。しかし、これらだけで「民衆」のどこまでを説明できるのか。本稿では、このうち百姓一揆に注目し、その主導者の周囲にいた多くの人々に目を向けて、まず供養の思想についておもに近世においては、「民衆思想」は安丸氏が言うような「自己形成」「自己鍛錬」などだけで捉えられるのか、また、ここで仏教思想はどのような役割を果たしていたのかを検討する。次に顕彰の思想についておもに近代以降においては、顕彰にかかわったのはどのような人物だったのかに注目し、近代において儒学思想が果たした役割について検討する。これらを松本藩領貞享百姓一揆の記録を通して見ていくことになるが、この一揆については、当時の記録が比較的残っていて実態を捉えやすく、その後の記録や伝承・物語なども残っていて、先に掲げた検討を進めていく上では好都合である。

ただし「民衆思想」を検討するに際しては、資料が比較的少ないという問題がある。そこでそれを補うために本稿では紙媒体に加えて、これまでの思想史研究においてはほとんど使われてこなかった石碑（石媒体）の資料も活用して検討する。本稿での考察で必要な限りでの石媒体の資料の、紙媒体の資料との性格や扱い方の違いについて述べておきたい。

石碑（石媒体）の種類としては、供養塔・墓碑・文学碑

(句碑・歌碑・詩碑など)・道標・顕彰碑などがある。石碑の場合、石材・形態・寸法・場所・建立年月日・建立者・碑文(表面・背面・右面・左面にそれぞれ刻まれている文字)の内容・文様(種子も含む)などに注目すべきであるが、石媒体の資料は紙媒体の資料とは異なり、簡単には動かせないため、それが置かれている場所(位置・配置・隣の石碑との関係)が重要になる。石媒体の場合は基本的には、その場所に来た人に情報が伝達されるが、これは移動可能で広い流通網にも乗り得る紙媒体による情報伝達とは異なるところである。以上を踏まえたとき、石碑から見た供養と顕彰の違いは以下の通りである。①供養塔は見つけるのが難しい目立たない場所にあることが多いが、顕彰碑は目立つところに建てられている。②石材に注目すると、比較的文字数が少なく、済む供養塔の場合は、花崗岩などの自然石が多いが、さまざまな内容や思想をそこに乗せる必要から、文字数が多くなる顕彰碑の場合は、良質の石材が必要になるため、特産地から運搬してきたと考えられる名石が多く、建立するためには財力と労力が必要になる。以上の点に留意しながら検討を進めていく。

まずは一揆当時の記録を取り上げ、注目すべき点を挙げておく。

松本城下の宮村町で庄屋を務めていた河辺喜太郎が記録

した『郷中訴訟之事控』には、一揆の主導者たちが貞享三年(一六八六)十月に村々の百姓たちに参加を呼びかけた書状が収められている。そこには、「十月十四日早朝二松本へ男役二可_レ出候。若不_レ出家えは火を付可_レ申」と見える。また、やはり当時の記録である「塩尻組手代赤羽太郎右衛門貞享騒動留書」には、代表となる訴訟人を出していない筑摩郡の塩尻組に、貞享三年十月に届けられた「塩尻与より訴訟人出不_レ申候間、三手二成火ヲかけふみつぶし可_レ申」「今度訴訟人ノ内より塩尻町へ使ヲ立申越候ハ、御そしよ二老人も出不_レ申候不届二候間、町中へ火ヲかけ又ハ打つぶし可_レ申由断申候」という伝令が収められている。さらに「貞享騒動につき川手組村々口上書」には、筑摩郡の川手組(旧明科町)の村々の庄屋たちによる、一揆後の貞享三年十一月の、「河手之者共不_二罷出_一候ハ、押込・焼払可_レ申」という威嚇があったため、やむなく百姓たちが出かけていったという弁明書が収められている。^⑤

以上の記録から、一揆の主導者たちによって放火の威嚇による参加強制がなされていたことが分かる。これはこの百姓一揆に限られたことではないが、近世において比較的早い時期のものではないかと考える。

水野家第五代藩主忠幹の指示で享保七年(一七二二)に編纂が始められ享保九年の忠恒の代に完成した『信府統

記』(二八)には、貞享三年十一月に藩から出された逮捕状が収められている。そこには、「今度百姓共 公義御法度之一味一同仕候処ニ、同心不_レ致候村々え付火可_レ仕候由申触、其上御城下町屋え入、らうぜきの仕方不届至極ニ候」とあり、幕府の法度に触れる徒党を結んだこと、一部の米商人宅などの城下の町家を打ちこわしたことも、放火の威嚇による参加強制が主導者逮捕の格好の理由とされたことが分かる。また『信府統記』(二八)にある、一揆後の貞享四年七月に藩主水野忠直から百姓たちに下された命令書のなかには、「たとへ付火等可_レ仕躰之族、其外悪事をたくみ候もの有_レ之候ハ、早速支配方并目付共迄ひそかに可_二申出_一」という密告の奨励がある。⁷⁾

時代は下るが、幕末期の安政年間から文久年間において、松本藩領ではいくつかのいわゆる「加助騒動記」が作成された。これらの物語は、文政八年(二八二五)に松本藩領大町組で起こった打ちこわし、いわゆる「赤蓑騒動」に重ねて作成されたものであることが明らかにされている。⁸⁾その内容を見ると、最後に必ず主導者たちの実名と戒名とが挙げられており、これらには供養の意味合いが込められていたと考えられる。各物語には参加強制に関する部分がある。

若不参之者は家えは火を付て焼殺さんと約束定、村々

え触流シ(『水野騒動記』安政二・一八五五年三月写)⁹⁾

若し不参之者、家に火を付て焼殺さんと約束を定、

村々触流シ(『中萱村嘉助由来』安政七・一八六〇年二月写)¹⁰⁾

若不参之者の家へハ火を付て焼殺さんと約束を定メ、

村々え触流シ(『水野家嘉助騒動之事』文久四・一八六四年三月写)¹¹⁾

若不参の者の家へは火を付て焼殺さんと約束を定メ、

村々へ触流シ(『貞享騒動記全』)¹²⁾

若不参之者の家へハ火を付て焼殺さんと約束を定メ、

村々へ触流シ(『貞享騒動記』)¹³⁾

放火の威嚇による参加強制は幕末期まで伝えられていたことが確認できる。

一、供養の思想

平成十二年(二〇〇〇)十月十一日、三郷村誌編纂主任が、三郷村(現安曇野市三郷)楡_にの共同墓地、精進場での石碑を発見した。高さ一四〇センチメートル、横幅七五センチメートル、石材は自然石である花崗岩、寛保元年(二七四二)四月十五日に建立されたものである。表面に次の文字が刻まれていた。¹⁴⁾

寛保元年辛酉年 願主 悦叟

奉読誦大乘妙典二千部

四月十五日 施主 上野組中

長尾組中

この石碑文が、安曇野市三郷に残る降旗亮司家文書のなかの、文政八年（一八二五）に記された「萬覚書」の次の記事と一致していることが判明した。以下の通りである。

騒動之五十年忌に長尾組上野組

両組二而法花経二千部之供養塔

楡村に建ル尤貞享二年丑ノ

十一月十八日ニ御成敗楡村善兵衛

男子四人中萱村嘉助男子弐人

親子共二八人内弐人はり付六人死罪

一揆の五十年忌に、安曇郡の上野組二十二か村（旧梓川村と安曇村）と、長尾組十六か村（旧三郷村と堀金村）の両組中によって『法華経』の二千回に及ぶ読誦の供養が営まれ、楡村に供養塔が建立されたという。石碑はそれが終わった寛保元年（一七四一）に建立されたものと解された。この石碑の発見によって五十年忌の供養が営まれていたことが事実となった。ただし、これまでの研究では触れられていなかったが、この文書を読むと、発見された石碑は、一揆後の上野組二十二か村と長尾組十六か村の両組の地域的共同体の百姓たちによる、多田加助とその協力者・小穴善兵

衛、及びその子息計八名に対するものであることが明らかである。

さらに、この一揆の供養については、三十三回忌や五十年忌で終わることはなかった。松本市島立の如意庵共同墓地の一番奥に、一揆の主導者の一人である島立組堀米村（丸山）吉兵衛の供養塔がある。一揆の八十二年後に当たる明和五年（一七六八）に建立されたものである。筆者が解読した結果は以下の通りである。

（表面）

サ（観音菩薩） 貞享三丙寅年 響運幻光童子

キリーク（阿弥陀如来） 成誉樹覚道圓居士 靈位

サク（勢至菩薩） 十一月廿二日 玉光珠白童子

照誉成圓妙光大姉

（背面）

明和五子正月十五日

後に挙げる百五十忌供養の記録や、先に挙げた幕末期のいわゆる「加助騒動記」（『水野騒動記』『中萱村嘉助由来』『水野家嘉助騒動之事』『貞享騒動記全』『貞享騒動記』など）によるに、戒名「成誉樹覚道圓居士」は吉兵衛のものに相違ない。藩の記録である『信府統記』では貞享三年十一月二十二日に吉兵衛は磔、その子の権太郎と与作は獄門、一家三名が処刑されたと記されている。しかし石碑には計四名の戒名

が見える。このうち「照誉成圓妙光大姉」の「誉」「成」「圓」は「成誉樹覚道圓居士」と重なり、「光」は「響運幻光童子」「玉光珠白童子」と重なる。夫と二人の子どもが処刑された日に亡くなった人ではないかと考えられる。このこともこれまでの研究では触れられていなかったが、処刑された人々だけが供養されていた訳ではなかったことが分かる。

同じ松本市島立の如意庵共同墓地の一番奥には、百年忌の折りに建立された、一揆の主導者の一人・島立組堀米村(堀米)弥三郎の供養塔がある。筆者が解読した結果、一揆に関係する部分として次の文字が刻まれていることが分かった。

(表面・部分)

一 百ヶ年忌造之

貞享三寅十一月廿二日

雙雪快源居士 靈位

さらに筆者が調査した結果、この供養塔の右隣の石に次の文字が刻まれていることが分かった。

(左面・部分)

貞享三丙□十一月廿二日 堀米氏

これは処刑された年月日と一致することから、弥三郎の墓碑であると考えられる。やはり百五十忌供養の記録や、い

わゆる「加助騒動記」などによるに、戒名「雙雪快源居士」は弥三郎のものに相違ない。「信府統記」では弥三郎は貞享三年十一月二十二日に獄門にされたと記されている。以上の二例からは、一揆の主導者は五十年忌で終わることではなく、百年後まで子孫を中心に供養されていたことが分かる。

さらに、安曇野市三郷に残る白木順子家文書のなかには、天保六年(一八三五)に営まれた百五十年忌供養の記録がある。そこには死罪となった十三名の戒名と俗名が列挙されており、戒名の情報が収集されていたことが分かる。以下に初めて全文を翻刻する。

貞享三丙寅年十月 水野隼人正忠直侯御代

御領分七万石百姓及騒動二村々惣代之者中ニモ頭取り
相成シ中萱村嘉助を始分拾式人以上十三人之者ハ勿論
男子之分不_レ残悉ク有_ニテ御吟味_一同年十一月二十二日三死
罪ニ被_レ行候人数左之通り

悟雪承頓 清信士 中萱村 多田 嘉助

国霜承不 清信士 同村 同 嘉兵衛

善安正智 清信士 楡村 小穴 善兵衛

雙雪快源 清信士 下堀金村 平林 金助

成誉樹覚道圓 信士 堀米村 堀米 弥三郎

同村 丸山利右衛門

空雪道劍	清信士	執田光村	望月戸右衛門
劍雪幻空	信士	同 村	同 与右衛門
眞譽宗印	信士	笹部村	赤羽 金兵衛
劍室相忍	信士	梶海渡村	塩原惣左衛門
專精巖心	清信士	浅間村	三浦 善 七
劍宗利貞	信士	氷室村	川上 半之助
冬雪宗安	信士	大妻村	小松 作兵衛

乙未年 百五十年忌ニ相当ル
 為「追善菩提之」弔ヒ度者也

「追善菩提のために弔ひたきものなり」という末尾の一行には、百五十年後の地域の人々の、主導者全員に対する思いが記されている。これを見る限りでは、祟りへの恐怖のための供養とは考えにくい。死者たちを想起して名前を確認し、思慕する意識に基づく供養と捉えた方がよいのではないか。⁽²²⁾

以下、松本藩領貞享百姓一揆に見られる供養の思想について、先行研究に言及しつつまとめよう。

放火の威嚇による参加強制については安丸良夫氏も言及しており、氏はこれについて「共同体の内部で、きびしい制裁手段」が行われていたと述べている。⁽²³⁾ このような「制裁手段」が行われていたにもかかわらず、百姓たちは江戸時代を通じて仏教に基づき、主導者らの供養を行っていた。

安丸氏はまた次のように述べている。

一揆のあとでは、日常的な生活者としての民衆が、その記憶をかえって禁忌するばあいも少なくなかったと思われる。とりわけ、一揆が暴力的に鎮圧され、指導者などがきびしく探索されているような情勢のもとでは、一揆にもともと好意的でなかった村役人層が一揆を嫌悪するだけでなく、一般の民衆にとっても、一揆の記憶は忌まわしく、忘れさりたいものであり、これ以上のかかわりあいを避けたい過去であったとしても、不思議ではない。⁽²⁴⁾

近世の仏教や民俗的信仰や民俗的行事などが、人々を忍従や諦念や自己放下へといざなう機能をはたしたであらう。⁽²⁵⁾

しかしこの一揆を見る限り、藩から処罰された主導者たちにもかかわらず、百姓たちは江戸時代を通じて仏教に基づき供養を行っていたのであり、安丸氏が言うように、「一揆のあとでは、日常的な生活者としての民衆が、その記憶をかえって禁忌するばあいも少なくなかった」「一般の民衆にとっても、一揆の記憶は忌まわしく、忘れさりたいものであり、これ以上のかかわりあいを避けたい過去であった」とは必ずしも言えないし、同じく安丸氏が言うように、近世の仏教について、「人々を忍従や諦念や自己放下

へといざなう機能をはたした」だけとは限らない。²⁶⁾ この点
は「民衆思想」を考える上でも見落とすことはできない。

ところで尾藤正英氏はその「国民的宗教」論において、

「仏教は「家」の次元での共同性を、また神信仰は、その
「家」を統合した組織の次元での共同性を、それぞれその
精神的基盤とする」と述べている。²⁷⁾ 近世の仏教は、形式的
なものではないことはもちろんであるが、ただし、個々の
「家」の葬式や供養だけにかかわるものでもなく、供養の
思想は、地域的共同体の百姓たちの心のなかに生きつづけ
ていた。

また安丸氏はその「通俗道徳」論において、「民衆思想」
における、百姓一揆の指導者の「自己鍛錬」・「自己形成」・
「自己変革」²⁸⁾ や、蜂起した「民衆」の「自己解放」²⁹⁾ などに
注目する。しかし「民衆思想」は、これらの「自己鍛錬」
「自己形成」³⁰⁾ 「自己変革」³¹⁾ 「自己解放」³²⁾ だけで捉えきれぬも
のではない。百姓たちの、亡くなった「他者」への思慕を
共有する結びつきにかかわる供養の思想は、少なくともこ
の一揆を見る限り、地域社会の百姓たちの心のなかに生き
つづけていた。³²⁾

二、顕彰の思想

安曇野市三郷明盛にある貞享義民社は明治十三年（一
八八〇）、二百年忌に際して造営された加助神社を昭和三
十五年（一九六〇）に改称したものである。その境内に
は、明治四十一年（一九〇八）に藤森桂谷（通称・寿平、天保
六・一八三五年～明治三十八・一九〇五年）らによって建立され
た貞享義烈碑がある。これは貞享百姓一揆の顕彰碑であり、
その石材及び産地は不明であるが自然石ではない。明治に
なつて自由民権運動の高まりと広がりのなか、（多田）加助
はこの運動の先駆者「民権の宗」として顕彰される。それ
にたずさわり、藤森桂谷の依頼によつて、³³⁾ 明治十三年（一
八八〇）七月にこの貞享義烈碑の石碑文を書いたのが武居
用拙である。

武居用拙（名は彪、^{あきら}文化十三・一八一六年～明治二十五・一
八九二年）は儒学者で、自由民権運動にもかかわっている。
木曾代官山村氏の儒臣・武居敬斎の長男として生まれ、天
保七年（一八三六）に江戸に出て、同十年に昌平坂学問所
で古賀侗庵に学び、また松崎謙堂塾でも学び、同十三年に
帰領した。そののち郷校・菁莪館の助教となり、慶応三年
（一八六七）に学頭になった。明治八年（一八七五）には藤

森桂谷に招かれて、南安曇郡豊科村の成新学校変則科(猶興義塾)で、後に奨^{しょう}匡^{きやう}社^{しゃ}を結成することになる等々力町村(現安曇野市穂高)出身の自由民権運動家・松沢求策(安政二・一八五五年〜明治二一・一八八七年)らを教えた。少年期の島崎藤村も彼の教えを受けている。⁽³⁴⁾

ここにいたって加助は、用拙の影響を受けた自由民権運動家たちによって、物語や演劇を通して顕彰されていく。

しかし、そのもとになった用拙の「貞享義烈碑文」の内容はいまだ解読されていない。⁽³⁵⁾この顕彰の思想において、この一揆の事実の何が削除され、何が新たに付加されたのであろうか。そして現在に至るまで、この一揆はどのように語り継がれてきたのであろうか。以下で検討する。

(一) 削除されたこと

まずは武居用拙の「貞享義烈碑文」を取り上げる。碑文が書かれたのは明治十三年(二八八〇)年七月であるが、その年の三月には自由民権運動の高まりのなか、国会期成同盟が結成されていた。

大政は維れ新たになり、万国を洞覧して長を取り短を補ひ、時運に交通せんとす。諸県は皆な欧州に倣ひて国会を開かんことを冀望す。是ここに於いて自由民権の論紛然として興る。我が信の安筑二郡の志士の義を

慕ふの人、多田加助の義に感ずること有り。僉な曰く、「民権の宗なり」と。

各村伝へ聞き、皆な其の罪を分かつたんと欲し、十百、糧を裹みて路に要つ。加助等磨き去らしむるも可かず、俱に城門に踵りて哀願す。衆は殆ど万人。実に貞享三年十月十四日なり。(原漢文、以下同じ)

「変通」は用拙の師である古賀侗庵の思想の影響を受けたものであろう。⁽³⁶⁾「信の安筑二郡」は安曇郡と筑摩郡を指す。両郡の民権家たちが加助を「民権の宗」として称揚していたことが記されている。さらに、「各村伝へ聞き、皆な其の罪を分かつたんと欲し」百姓たちが進んで一揆に参加した旨が記され、放火の威嚇による参加強制のことは削除されている。

安曇郡飯田村(現安曇野市豊科)の出身で、明治十一年(二八七八)九月二十日から翌十二年七月下旬まで『松本新聞』の主筆を務めた竹内泰信(天保十四・一八四三年〜明治三十・一八九七年)は、明治十六年(一八八三)から十七年にかけて、『嘉助全伝 真篤荻信濃美談』(信陽書林慶林堂蔵版)という挿絵入りの物語を仕立てて出版した。⁽³⁷⁾これは初篇と二篇とから成り、初篇の冒頭には明治十五年(一八八二)十一月二十八日付けの仮名垣魯文(文政十二・一八二九年〜明治二十七・一八九四年)の「真篤荻信濃美談序言」が、二篇

の冒頭には序文の代わりとして、「貞享義烈多田嘉助記念碑」と題して武居用拙の碑文の全文が掲載されている。竹内泰信によるこの物語は、用拙の影響を受けたものと考えられる。初篇から引用する。

小前の百姓一般に早くも此挙を悟りて、皆一同に協議すらく、「我々が苦患を救はんとて中萱村の旦那始め外の旦那も命を捨て、此度の愁訴に出掛られたを、如何に命が惜しとて蒐る仁慈の人々を見殺にして、嗚呼くくと生存らへて居らるべき。去来此上は我々も不及ながら嘉助氏始め其他の人の供に立ち死なば諸共、訴訟の加勢に随従なさでやは止むべき、左はあらずや」と一人が言ば、「左なりく」と一同が忽ち此議に雷同し、我後れじと各自に最寄くへ馳集り、十四日の晨朝より嘉助其他の出るを待受け、随従なる者最多かり。浸松本に近づく比は、道々より馳加る人数漸次に増加して、早一万人の多きに至る。嘉助等は詞を尽し、騒ぎ立てハよからぬ旨を諭して、退散せしめんと威しつ賺つ制すれども、中々に承引ず。

ここでも百姓たちが進んで一揆に参加していく様子が描かれており、加助（嘉助）が抑制しようとしたほどであったと述べられている。これよりさき竹内泰信は、明治十一年（一八七六）四月から六月にかけて『松本新聞』に「中萱

助略伝」を二十四回にわたって連載しているが、そこでも百姓たちが進んで従った旨が記されている。

以上より、放火の威嚇による参加強制は、自由民権運動への地域住民の動員を意図して削除されたと考えられる。

（二）付加されたこと

ふたたび武居用拙の「貞享義烈碑文」を見てみよう。

加助磔柱に上るや監吏侮辱す。加助悲憤して曰く、「生きて斯の志を遂げず、死して勵鬼と為り、以て之れに報いん」と。（中略）後四十年にして、藩主忠恒喪心して同列を大城に刃し、罪を以て城邑を収めらる。相伝へて以て加助の崇る所と為すなり。

加助の、松本藩主に対する崇りについて公言した最初のもので考えられる。これは供養のためというよりは、顕彰を通した慰霊のためのものと言えよう。その証拠に同じ碑文には、「嗚呼、加助貞享の藩政に枉死して、明治の昭代に称揚せられ、民権を論ずる者の宗とする所と為る。在天の魂も亦た以て少しく慰めらるべし」と書かれている。ここで顕彰と慰霊とは表裏の関係にある。「貞享義烈碑文」においては、藩政（藩主たち、悪）と加助個人（生前から死後にまで及ぶ、善）との対立の構図が鮮明になるとともに、多田加助の義人化が進められ、彼の思想や行動に「仁」や

「義」が付加される。

加助村長と為り坐視するに忍びず、窃かに意へらく、「古」身を殺して以て仁を成す」の語有り。今吾れ生を捨てて以て民の困しみを救はざれば、則ち苛暴の政は止まず」と。因つて極困の五事を条陳し、其の甚だしきは五分摺を増して斗米に加ふる者と為す。乃ち潜かに二郡の村長に告ぐ。其の同志の之れに賛する者十二人。共に控訴の期を約す。

加助は、「古」身を殺して以て仁を成す」の語有り。今吾れ生を捨てて以て民の困しみを救はざれば、則ち苛暴の政は止まず」と考えて訴訟に及んだと記されている。この「身を殺して以て仁を成す」は、『論語』衛靈公篇の「子曰、志士仁人、無_レ求生以害_レ仁、有_レ殺_レ身以成_レ仁」に基づいている。これが儒学者である武居用拙によって付加された。⁽⁴⁰⁾

これよりさき、明治十一年（一八七八）五月八日付けの『松本新聞』第三〇七号には次の記事が見える。⁽⁴¹⁾

一夕松沢求策君来訪シ、袖ヨリ膨丁タル大冊ヲ出シ示サル。即ち嘉助氏ガ殺_レ身成_レ仁ノ熱血ヲ淋漓紙ニ写セシ梨園ノ院本ナリ。

『松本新聞』は自由民権派の新聞で、松本北深志の知新社で発行されていた。当時の主筆は土佐士族の坂崎斌。松沢

求策は武居用拙の門下生で、明治十二年七月下旬から竹内泰信の後を受けて『松本新聞』の主筆を務めることになる。ここでの「殺身成仁」は用拙から学んだものと考えられる。その求策が来訪して、加助の「殺身成仁ノ熱血」を写した演劇の台本を示したという。この演劇「民権鑑嘉助の面影」は明治十二年（一八七九）春に松本常盤座で初演、穂高ほか各地で上演され、明治十三年三月の大阪国会期同盟大会でも上演された。⁽⁴²⁾ なお、加助の崇りによる水野家の改易のことは、この演劇でも描かれている。

さらに、竹内泰信の『嘉助全伝 真篤荊信濃美談』の二篇の冒頭にも、武居用拙の碑文の全文が掲載されていたが、その初篇の冒頭に掲載された仮名垣魯文の「真篤荊信濃美談序言」には次のように記されている。

身を殺し仁を成すが如き我下総州の細民佐倉惣五郎即ち是なり。之に相繼の義民信濃に起り、憂苦艱難胆を嘗め、一死を畏れず、憤然義挙して始終撓まず。遂に吾人民心の結果を得たる、其事蹟歴然として口碑に伝ふ。今又更に刊行し以て不朽に唾んとす。

加助は下総国佐倉藩領の佐倉惣五郎を継いだものとされている。「其事蹟歴然として口碑に伝ふ」の碑とは、武居用拙のものを指すと考えられる。よって「身を殺し仁を成すが如き（中略）義民信濃に起」こつたとあるのも、用拙の

碑文を受けたものに相違ない。「殺身成仁」は仮名垣魯文によつて惣五郎伝承にも附加されたと考へるのが妥当である。ただしこの物語は、主導者らの処刑直前で終わつてゐるため、崇りのことは記されていない。ともかく、石媒体に乗せられたところの用拙の思想が、紙媒体や演劇媒体に引き継がれて広く流布していくことになる。

武居用拙が用いた「身を殺して以て仁を成す」の語は當時インパクトを与えていたようである。儒学は近世において影響を及ぼしていただけではない。近年、近代における漢学や儒学の意義が注目されているが、儒学は明治期の自由民権運動の高まりと広がりとも無関係ではなかつたことが、この事例から言えよう。

おわりに

竹内泰信の『嘉助全伝 真篤苜信濃美談』（初篇）には、加助個人について「理義に明るく略和漢の学に通じ、武芸も少ハ心得あり」と学問修養に優れていたことを言うが、ただし、ここにはまだ陽明学への言及は見られない。

ところが、昭和十一年（一九三六）に刊行された石田伝吉の『貞享義民伝 吾人は今、義民に何を学ぶべきか』（地方改良協会）には次のように記されている。

多田加助を教育して、武士にも優る人格者として、武士階級の横暴私曲をくちいて、松本藩の秕政を糾弾した中心人物たらしめたものは、誰あらう、越前大野藩の浪人丸山文左衛門であつた。文左衛門は陽明学を収めた人で文武の道に達してゐた英傑であつたが、（中略）家中の佞臣の讒に逢つて主家を浪人し諸国を流れ

く安筑の天地に来たのであつた。

越前国大野藩の浪人丸山文左衛門なる人物がやつて来て、若い加助を教育したこと、文左衛門は陽明学を修めていたことが記されている。ここで加助は陽明学の影響を受けていたとされる。ただし丸山文左衛門なる人物については未詳である。

その後、昭和二十五年（一九五〇）、松本市宮渕の市立丸ノ内中学校の建設工事現場から十八体の人骨が発見された。処刑された人数と数が合わないが、首のない人骨もあつたことから、このなかには貞享百姓一揆で処刑された人びとのものであると判定され、貞享義民塚が造営された。勢高刑場（十七名四名磔、十三名獄門）と出川刑場（十一名四名磔、七名獄門）で処刑された二十八柱が合祀された。⁽¹³⁾

近年になつて、昭和五十五年（一九八〇）に刊行された『三郷村誌Ⅰ』（三郷村誌編纂会）には、「加助が同士に呼びかけて、救民のため身を捨てたのは、この陽明学の思想が

あずかって力があつたものと考えられる」(一八三頁)とあり、陽明学撰取説が継承されている。その後の昭和六十一年(一九八六)十一月には三百年忌に際して、顕彰と慰霊とを兼ねた貞享義民顕彰慰霊の碑が、貞享義民社前に建立されている。

平成四年(一九九二)、安曇野市三郷明盛に貞享義民記念館が建設されたが、現在の館内の解説「人権と貞享義民の精神」でも、「加助の唱えた「二斗五升」の精神は、当時の百姓たちの経済闘争に止まらず、陽明学に見られる万人の自己実現への思想、普遍的な人間の生きる権利の主張であつた」と見え、陽明学について言及されている。

さて本稿では、松本藩領貞享百姓一揆の記録を追いながら、供養の思想と顕彰の思想とを見てきた。その結果、近世の仏教は個々の「家」の葬式や供養だけにかかわるものではなく、百姓たちの、亡くなった「他者」への思慕を共有する結びつきにかかわる供養の思想は、地域社会の百姓たちの心のなかに生きつづけていたことを見出した。時間的に見たとき、一揆そのものは一時的ではあるが、供養は長きにわたって継続するものであることを考えると、供養の思想の重要性は明らかであろう。また顕彰の思想を見るなかで、近代において、一揆の主導者(善)と藩政(悪)との対立の構図が鮮明になるとともに、刑死した主導者の

藩主への崇りが強調されること、それを踏まえて主導者の義人化が進められていること、儒学は近世において影響を及ぼしていただけではなく、明治期の自由民権運動の高まりと広がりとも無関係ではなかったことを見た。

今後、供養の思想に関しては、本稿で見出した、亡くなった「他者」への思慕を共有する人々の結びつきにかかわる思想が、これ以外・以降の百姓一揆の場合にはどの程度見られるのかが問題となろう。一揆の形態の違いや時期的な違いとともに、それぞれの地域の特質にも考慮しながら検討したい。また顕彰の思想に関しては、「貞享義烈碑文」を書いた武居用拙に注目したい。用拙は、筆者がこれまで取り上げてきた昌平坂学問所で学び、地元に戻って活躍した知識人である。用拙の著作をさらに収集しながら、彼の思想の全体像を明らかにすることによって、「昌平学」の思想的意義について、地域社会をも踏まえた広い視野から検討したいと考える。

注

- (1) 『死者の救済史——供養と憑依の宗教学』(角川選書、二〇〇三年)三三—三三三頁。
- (2) 同右、一一五頁。
- (3) 『新編信濃史料叢書第一九卷』(信濃史料刊行会、一九

七七年) 四頁。

(4) 『長野県史 近世史料編 第五卷 (三) 中信地方』(長野県史刊行会、一九七四年) 五〇七～五〇八、五一〇頁。

(5) 同右、五一六頁。

(6) 『新編信濃史料叢書第六卷』(信濃史料刊行会、一九七三年) 五九四頁。

(7) 同右、五九八頁。

(8) 田中薫『松本領貞享義民一揆の実像 新しい事実・新しい視点に立つて描き直された貞享加助騒動』(信毎書籍出版センター、二〇〇二年) 六〇～六三頁、貞享義民記念館編『貞享騒動をたずねて「二斗五升」に命をかけた義民たち』(安曇野市教育委員会、二〇一八年) 一三二～一八頁。両書は、安曇野市内外の関係資料を発掘・紹介しており、資料を探索する際の手がかりとなる。本稿はこれらの資料を、供養と顕彰という二つの視点から区別して、読み直している。

(9) 二木基夫家文書(在松本市浅間温泉)、松本市文書館所蔵(三一四七)。

(10) 松本市立博物館所蔵。

(11) 三沢誠也家文書(在松本市島内)、松本市文書館所蔵(二一六三)。

(12) 丸山光清家文書(在松本市島立)、松本市文書館所蔵(二一三三三)。

(13) 小林泉家文書、松本市文書館所蔵(三一二七)。

(14) 『三郷村の碑文——筆塚・記念碑・文学碑』(三郷村教育委員会、二〇〇二年) に紹介。

(15) 安曇野市教育委員会所蔵、貞享義民記念館に複写が所蔵されている。

(16) 倉科明正編刊『信濃国筑摩郡安曇郡松本領内貞享騒動関係史料集録』(二〇〇三年、松本市中央図書館所蔵) 三〇四頁。

(17) 以上の経緯については、田中氏前掲書(七～八頁)、貞享義民記念館編前掲書(一四～一五頁)に紹介されている。

(18) なお、加助の墓と伝えられているものが貞享義民社の裏にある。また、加助の母方の先祖の墓のある砂原墓地(現安曇野市三郷西中萱)の隅には、処刑された加助と弟、二人の子の首が埋められたと伝えられている首塚がある。

(19) 田中氏前掲書(二一二頁)、貞享義民記念館編前掲書(一六頁)に写真が掲載されている。

(20) 安曇野市教育委員会所蔵、貞享義民記念館に複写が所蔵されている。

(21) 貞享義民記念館編前掲書(一七頁)に写真が掲載されている。

(22) 先に挙げた幕末期のいわゆる「加助騒動記」の一つで

ある『中萱村嘉助由来』（安政七・一八六〇年二月写、松本市立博物館所蔵）には、「全拾三人之名前不_二相知_一」残念二存候。後人誰詮議して書添え致すべし」と記されている。

ここでも死者たちの祟りを恐れるのではなく、死者たちを想起し名前を確認しようとする意識を見ることができている。

(23) 『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、一九七四年）二一七頁。

(24) 同右、二〇八頁。

(25) 同右、一五六頁。

(26) ただし安丸氏は、浄土教系の仏教が一揆の指導者にとつては、処刑されるという「極限的な状況のもと」では心の拠り所となっていたことを述べている。（同右、二〇九～二一〇頁）。

(27) 尾藤正英『江戸時代とはなにか』（岩波書店、一九九二年）一三三頁。

(28) 「百姓一揆の指導者と目される人物のばあいさえ、（中略）菅野八郎も、（中略）「通俗道德」的な自己鍛錬によってあらゆる困難をのりこえ、自立_レの道を確認しようとするものだった」（安丸氏前掲書、一五六頁）。

(29) 「蜂起の指導者としての彼らは、一揆の理念に殉ずるものへと自己形成し、そのようなものとして壮絶に死んだ」（同右、一七七～一七八頁）。

(30) 「民衆闘争の高揚が、民衆の情熱的な自己変革過程を

ともない、あらたな人間類型の形成過程にほかならなかったことは、古今東西の多くの証言が一致して語るところである」（同右、二一九頁）。

(31) 「強訴・暴動・打ちこわしのような闘争形態（中略）のなかにはらまれていた民衆の意識形態と自己解放の可能性とその特質や、またそこに内在している諸矛盾についても考えねばならないと思う」（同右、一四九頁）。

(32) 以上の百姓一揆の主導者などの供養塔には、地域の人々の主導者への思いが見られるが、それ以外の種類の石碑として例えば、「餓死者等供養塔」には飢饉で餓死・病死した人々への思い、「筆塚」には世話になった寺子屋師匠への思い、寺院への奉納額として例えば、「供養句額」には亡くなった俳諧仲間への思いが見られる。少なくとも後の二者については、祟りへの恐怖は考えにくい。筆者は、これらを見る限り、「徒党」が厳しく禁止されていた近世にあつても、地域の庶民層において、信仰や文化を通じての結びつきが形成されていたと考える。

(33) 藤森桂谷は「加助の絵姿」を描いて貞享義民社に献納している。現在、貞享義民記念館所蔵。なお同館には、松本市里山辺に伝えられたという「加助様絵姿」の複製も所蔵されている。

(34) 千原勝美「用拙武居彪伝考」（『信州大学教育学部研究論集 人文・社会』第一三三号、一九六二年）、『長野県歴史

人物大事典』（郷土出版社、一九八九年）の「武居用拙」の項（千原勝美執筆）参照。

- (35) 塩原佳典氏は「明治前期における「貞享騒動」物語の変容」（『信濃』第六一卷第五号、二〇〇九年）において、自由民権運動家によりこの一揆の語りがどのように変化したかを問題にしている。取り上げているのは、幕末期のいわゆる「加助騒動記」の一つと考えられる『貞享三寅年 百姓騒動記』、松沢求策の「民権鑑嘉助の面影」、竹内泰信の「中萱嘉助略伝」と『嘉助全伝 篤篤尙信濃美談』である。このうち『貞享三寅年 百姓騒動記』については、いわゆる「赤蕨騒動」との関係に言及していない点、松沢と竹内のものについては、武居用拙の「貞享義烈碑文」をほとんど扱っていない点に問題が残る。
- (36) 拙稿「幕府儒者・河田迪齋の思想的位置」（『日本思想史研究』第二六号、一九九四年）参照。
- (37) 松本市立博物館所蔵、「国立国会図書館デジタルコレクション（東京図書館蔵）」にもある。
- (38) 塩原氏前掲論文参照。
- (39) 貞享義民記念館には、明治三十一年（一八九八）に水野家から貞享義民社に寄進された多田加助座像の複製が展示されており、水野家で加助の祟りを恐れて祀っていたものと伝えられている。ただし祟りに関して年代が分かる文献資料としては、寛政年間に沼津藩が編集した『水野家史

料』九六巻の第五九「雑典雜記」（早稲田大学図書館所蔵）があり、倉科氏編刊前掲書（三〇四～三〇五頁）に翻刻紹介されている。次の通りである。

一 享保年中松本御領分二百姓騒動有_レ之、多田加助と申もの頭取之由、其外頭取二加り候もの、老若を不_レ論死刑に行ハる、もの多き由、然ル処間もなく大変有_レバ、右念より起るなど、懸説すら成しも時節府合なす故也享保は貞享の誤り、大変とは享保十年（一七二五）七月二十八日に、松本藩水野家第六代藩主忠恒の江戸城松の廊下での刃傷事件により、水野家が改易されたことを指す。藩主への祟りについては、（佐倉）惣五郎の怨霊伝承の影響も考える必要がある。惣五郎伝承については、鍋木行廣『佐倉惣五郎と宗吾信仰』（崙書房出版、一九九八年）参照。

(40) なお、安丸氏も「殺身成仁」式の義民譚について述べているが、この語を白鳥健『佐倉宗吾』（日本書院、一九三二年）から取ったとしており、この一揆には言及していない（安丸氏前掲書、二二一・二二二・二二六頁）。

(41) 上條宏之「解説『中萱嘉助一代記』と自由民権運動」（『信州白樺』四四・四五・四六合併号、一九八一年）に紹介。なお、『中萱嘉助一代記』も竹内泰信が書いたものである。

(42) これについては、武居用拙の「貞享義烈碑文」にも、「是れより先、好事者有り。曲院本を為し、加助の伝を劇

場に演ぜり。観る者泣を掩おほひて仰ぐこと能はざりしと云ふ。
今、余が文は人をして泣かしむること能はずと雖も、世の
志人義人、或いは此の碑を読み加助の烈を追想せば、必
ず涙を墮こぼす者有らん」と見える。

(43) 貞享義民記念館編前掲書(一五二〜一五四頁) 参照。

(岩手大学教授)